



原子力防災計画は有効か

原子力災害対策特別措置法に基づき、原発や核燃料施設の周辺にオフサイトセンターが設置され、国の原子力防災専門官が常駐するようになりました。原子力緊急事態が宣言されると、オフサイトセンターに、国、都道府県、市町村や原子力事業者など関係者が集まり、合同対策協議会を開催して情報を共有化し、一元的に対処するとされています。

しかし、オフサイトセンターに迅速に関係者が参集できるでしょうか。仮にできたとしても、国の権限が強化された結果、現地の対策本部で立案された避難計画案は、中央の対策本部に上申され、閣議決定された後にしか実行に移されません。また、オフサイトセンターに集約された情報は統制され、市民には正しく伝わらなると危惧されます。

核燃料輸送の緊急事態の場合は、予め事故が起こる場所が決まっているわけではないので、スタンバイしているオフサイトセンターはなく、どのように対処するのか明確ではありません。原発のない都府県の防災計画のほとんどは、連絡通報体制などを定めているだけです。

「防災指針」では、「原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的」とされていて、自治体が責任を果たせない現状を追認しています。

事故想定をもとに、核燃料輸送を対象とした効果的な防災計画を作らせるところから要求していかねばなりません。

もんじゅ輸送ルート都県の核燃料輸送に関する防災計画

| | 記述のある箇所 | 計画の特徴 |
|------|-------------------------|---|
| 茨城県 | 危険物等災害対策計画の中に | 原子力災害対策計画とは、別に定めている。応急対策は事業者の役割に |
| 千葉県 | 大規模事故対策計画に「放射性物質事故対策計画」 | 「車両接触事故等により格納容器が破損し、6 フッ化ウランが露出する事態を想定。事故現場から 15m の立入禁止、100m の範囲で重点的に対策実施」と記載 |
| 埼玉県 | 事故災害対策編に「放射性物質事故災害対策計画」 | 「本県を通過する核燃料物質の輸送物は専ら A 型輸送物であるが、対策を定めるに当たり、B 型輸送物をも視野に入れたものとする」と記載 |
| 東京都 | 大規模事故等対策編に「NBC 災害」 | 「関係防災機関担当者による連絡会を設置」と記載。災害対策本部設置は想定せず？ |
| 神奈川県 | 原子力災害対策計画の中に | 県が安全協定に基づき運搬情報を入手した場合は、消防機関に連絡すると明記 |
| 静岡県 | 原子力対策編に「事業所外運搬中の事故への対策」 | 「県は通報を受けた場合、直ちに事故の状況把握に努めるとともに、必要に応じ緊急時モニタリングの準備態勢を整えておく」としている。なぜ準備態勢？ |
| 愛知県 | 風水害編の原子力災害の章に | 自治体の役割は「国に専門家の派遣を要請する」など |
| 岐阜県 | 事故災害対策の章の原子力災害対策に | 「核燃料物質等の輸送及び原子力事業所周辺に係る防災対策の考え方」で核燃料輸送の規制や防災指針などを 5 ページにわたり解説。 |
| 滋賀県 | 原子力災害対策編 | 計画の目的の節に「輸送中における放射性物質または放射線の異常な水準での輸送容器外への放出に際しても、この計画に準じて措置する」とあるのみ |
| 福井県 | 原子力防災編 | 計画の目的の項で、原子力災害に「事業所外運搬」を含む説明があるのみ |